

第2節 社会保障制度の改革についての動向

1 社会保障・税一体改革に関連する法案

平成24年2月17日、「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定され、3月30日に、子ども・子育て関係、年金関係、税制抜本改革関係の7法案を国会に提出した。

国会においては、5月から衆議院の社会保障と税の一体改革に関する特別委員会で審議が開始され、6月に、民主・自民・公明の3党の協議が行われ、その協議を踏まえて、関連法案は修正が行われた。また、6月20日に3党の議員提出法案の「社会保障制度改革推進法案」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案」（認定こども園法改正法案）」が提出され、6月26日、衆議院において、関連8法案が可決された。

その後7月から参議院で関連8法案の審議が行われ、8月10日、可決・成立した。

また、11月の臨時国会でさらに年金関係の2法案が成立した。

2 社会保障制度改革国民会議について

社会保障制度改革国民会議（会長：清家篤慶應義塾長）は、平成24年通常国会で成立した「社会保障制度改革推進法」（平成24年法律第64号。以下「改革推進法」という。）に基づき設置され、設置期限は平成25年8月21日とされている。有識者15名の委員により構成され、高齢者医療制度を含む医療保険制度、介護保険

制度、公的年金制度、少子化対策の4分野について、改革推進法が規定する社会保障制度改革の基本的な考え方や改革の基本方針に基づき、社会保障制度改革の更なる具体化に向けた議論を行っている。

第1回の会議は、平成24年11月30日に開催され、平成24年度は7回開催された。

3 社会保障・税に関わる番号制度について

社会保障・税番号制度については、平成24年2月14日に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」及び「地方公共団体情報システム機構法案」を閣議決定し、第180回国会に提出したが、第181回国会の解散によりこれらの法案は審議未了のまま廃案となった。

平成25年3月1日、第180回国会に提出した法案に所要の修正を加えたうえ関連法案（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」、「地方公共団体情報システム機構法案」及び「内閣法等の一部を改正する法律案」）を閣議決定し、第183回国会へ提出した。